

## 一般社団法人全日本囲碁連合 選手登録規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全日本囲碁連合（以下、「当法人」という。）に選手として登録する場合における必要な事項について定める。

### (登録義務)

第2条 当法人、公益財団法人日本オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会、日本パラリンピック委員会、アジアパラリンピック委員会、国際競技連盟連合及び国際マインドスポーツ協会が主催又は公認した競技会に出場する選手は、当法人に登録しなければならない。

### (登録手続き)

第3条 当法人に登録しようとする者は、当法人所定の登録手続きを行わなければならない。なお、登録の受付は、年間を通じて受け付ける。

- 2 当法人の登録資格期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 当法人に登録した者（以下、「登録者」という。）が登録資格期間を更新するときは、当法人所定の更新手続きを行わなければならない。

### (遵守事項)

第4条 登録者は、法令、当法人規則、取引に関わる契約及び社会的規範としての倫理を厳守しなければならない。

- 2 登録者は、暴力、暴言、脅迫、威圧等の暴力行為やパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメント行為、ドーピング行為を含む薬物乱用等の反社会的な行為を行ってはならない。
- 3 登録者は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

### (派遣選手の肖像等)

第5条 当法人が派遣する選手として国際大会に参加する登録者（以下、「派遣選手」という。）は、国際大会参加時における派遣選手の肖像、氏名、通称等の画像及び動画を当法人が当法人の広報活動等の目的で使用する（第三者に対する使用許諾を含む。）ことができることをあらかじめ承諾する。

### (退会手続き)

第6条 当法人に登録した者が退会を希望するときは、当法人所定の退会手続きを行

わなければならない。なお、退会の受付は、年間を通じて受け付ける。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. 本規程は2021年7月1日から施行する。